住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/世帯）のご案内

住民税均等割非課税世帯や３年１月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。受給するためには、手続きが必要です。

■支給対象となる世帯（１・２のいずれか）

1 世帯全員の令和３年度「住民税均等割が非課税」の世帯

確認書＊の返送が必要です

→３年12月10日時点で住民登録のある世帯は、
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書＊が送付されます

確認書＊・・・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

支給手続き

世帯全員が、３年１月１日以前から武豊町にお住まいの場合

町から給付内容や確認事項が書かれた確認書＊を送付しますので、
必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて返送してください。

確認事項　①記載された給付金振り込み口座に誤りがないか
②世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないか
③世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である人はいないか

世帯の中に、３年１月２日以降に転入した人がいる場合

町の確認が終わり次第、順次、給付内容や確認事項が書かれた確認書＊を送付しますので、
必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて返送してください。

！ 確認書＊が届く前に申請を希望する人は「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）」と添付書類を一緒に**直接**（役場第５会議室へ）または**郵送**（役場福祉課宛て）で提出してください
◎申請書は町ホームページからダウンロードできます

2 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」※となった世帯（家計急変世帯）

申請が必要です

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（３年１月以降の任意の１か月収入×12か月分）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します

支給手続き

給付金を受け取るには、申請が必要です。
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」に必要事項を記入して、
添付書類と一緒に**直接**（役場第５会議室へ）または**郵送**（役場福祉課宛て）で提出してください
◎申請書は町ホームページからダウンロードできます

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により申請する等不正に受給した場合は、給付金を返還して頂きます

申請期間　９月30日（金）まで
※ただし１の人は確認書＊発送の３か月以内

申請書のダウンロードや手続きの詳細は
町ホームページをご覧ください▶

【武豊町】臨時特別給付金コールセンター　☎72-7680（平日9:00～17:00）
【内閣府】住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎0120-526-415（9:00～20:00）

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください